

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、
住居を失う恐れが生じている方々について、
原則3か月（最大9か月）家賃相当額を
自治体から家主さんに支給します。

【対象】 令和2年4月20日以降
離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った
家賃が払えない…



住宅確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※東温市の場合				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額（月額）	78,000円	115,000円	140,000円	
支給家賃額（上限額）	32,000円	38,000円	42,000円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方
住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、自立相談支援機
関に相談してください。